(七)　登録を受けている有料老人ホームの設置者（当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。）については、老人福祉法第二九条第一項から第三項までの規定は、適用しないものとすることとした。（第二三条関係）

(八)　登録事業者に関し、報告徴収及び立入検査、指示、登録の取消し等、所要の監督規定を設けるものとすることとした。（第二四条～第二七条関係）

2　終身建物賃貸借制度の見直し

事業の認可基準について、終身賃貸事業者が、賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであることを追加する等、所要の改正を行うものとすることとした。（第五四条関係）

3　高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度等の廃止

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度及び高齢者居住支援センターの指定制度を廃止するものとすることとした。（旧第四条～旧第四七条及び旧第七八条～旧第八八条関係）

二　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正関係

公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例が適用される場合について、公営住宅建替事業の施行に併せて高齢者向け優良賃貸住宅を整備することについて地域住宅計画に記載した場合を、公営住宅建替事業の施行に併せて登録住宅を整備することについて地域住宅計画に記載した場合に改めるものとすることとした。（第一一条関係）

三　独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正関係

独立行政法人住宅金融支援機構が行う人の居住の用に供したことのある住宅の購入に必要な資金の貸付けの対象について、高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする住宅の購入を、登録住宅とすることを主たる目的とする住宅の購入に改めるものとすることとした。（第一三条関係）

四　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年四月二十八日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第三十一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「はく奪し」を「剝奪し」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「本人確認」を「本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認」に改める。

第二条第二項中第四十三号を第四十六号とし、第三十九号から第四十二号までを三号ずつ繰り下げ、同項第三十八号中「あて」を「宛て」に、「第二十条第一項第十一号において」を「以下」に、「連絡する」を「連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十七号を同項第四十号とし、同項第三十六号中「第四条第一項」を「別表」に、「第二十条第一項第十四号」を「第二十一条第一項第十五号」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項中第三十五号を第三十八号とし、第三十二号から第三十四号までを三号ずつ繰り下げ、第三十一号の二を第三十四号とし、第三十一号を第三十三号とし、第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十一号とし、第二十八号の二を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第十八号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の二を第十六号とし、同条に次の一項を加える。

3　この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第三十八号に掲げる特定事業者にあっては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

第三条第一項中「本人確認」を「顧客等の本人特定事項等の確認」に改める。

第四条の見出しを「（取引時確認等）」に改め、同条第一項中「第二条第二項第三十九号」を「第二条第二項第四十二号」に、「第八条」を「第十一条」に、「顧客（同項第三十五号に掲げる特定事業者にあっては、利用者たる顧客。以下同じ。）又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下「顧客等」という。）」を「顧客等」に、「次の表」を「別表」に、「以下「特定取引」という」を「次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く」に改め、「運転免許証の提示を受ける方法その他の」を削り、「本人特定事項（当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）」を「次の各号（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあっては、第一号）に掲げる事項」に改め、「（以下「本人確認」という。）」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあっては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）